

熊本市水道１００周年記念式典・イベント開催等業務委託

基本仕様書

１ 委託業務名

熊本市水道１００周年記念式典・イベント開催等業務委託

２ 目的

本市の水道事業は、大正１３年（１９２４年）１１月２７日に通水を開始して以来、令和６年（２０２４年）に１００周年を迎える。これを記念し、熊本城ホールシビックホールを会場に水道１００周年記念式典を開催し、また、市民に対し「感謝」を伝える場として、誰でも自由に参加できる併設イベントを隣接する花畑広場で開催するもの。

３ 履行場所

熊本市

４ 履行期間

令和６年（２０２４年）７月１日から令和６年（２０２４年）１１月３０日まで

５ 業務内容

本業務については受託者から提案された企画内容を踏まえ、委託者と緊密かつ十分に協議し決定する。記念式典及びイベント開催については令和６年（２０２４年）１１月１０日（日）を予定。

（１）水道１００周年記念式典

① 式典の運営管理

ア 経験豊かな人材が業務にあたること

イ ステージ進行台本の作成

ウ 司会者の手配と打ち合わせ

- ・司会者はミス日本（水の天使）を起用すること

エ 式典の進行ディレクション業務

式典次第（予定）

【第１部】

・和太鼓演舞

・オープニング映像の放映

・開式の言葉、主催者挨拶、来賓挨拶・紹介

・熊本市親善大使メッセージ

・感謝状贈呈

・新局シンボルマーク・キャラクター発表

・未来への宣言

【第2部】

・高校生による地下水保全活動報告

- ② 式典会場設営（熊本城ホールシビックホール）
 - ア 会場設営業務
 - イ 音響・照明装置運営等業務
 - ウ ステージ上の装飾
- ③ 案内サイン作成業務
 - ア 式典に関する看板作成及び設営等業務
- ④ 招待状作成及び送付・受付業務
 - ア 式典の来賓(300名程度予定)への招待状作成
 - イ 招待状の送付及び返信受付・整理
- ⑤ その他式典に関連する業務
- ⑥ その他
 - ア 委託金額に①から⑤まで係る経費と出演者及び関係スタッフ（司会者、出演団体など）への謝礼金等に係る経費を含む
 - イ 委託金額に熊本城ホールシビックホールの利用料は含まない

（2）併設イベント

- ① イベント会場設営（花畑広場）
 - ア 会場設営業務
 - イ 調達業務(テント、テーブル、イス等)
 - ウ 提案内容により必要に応じて発電機等により電源を確保すること
- ② イベントの運営管理
 - ア ブース出展者間の調整業務
 - イ イベント進行業務
- ③ 集客企画運営
 - ア 集客効果が高く、かつ来場者が楽しめるものであること
 - イ 来場者がSNSに投稿したくなるような工夫をすること
 - ウ ファミリー層が来場したくなるような工夫をすること
- ④ 案内サイン作成業務
 - ア イベントに関する看板作成及び設営等業務
- ⑤ その他イベントに関連する業務
- ⑥ その他
 - ア 委託金額に①から⑤まで係る経費と関係スタッフ（司会者、出演団体など）への謝礼金等に係る経費を含む
 - イ 委託金額に花畑広場の利用料は含まない
 - ウ 花畑広場の使用エリア及びブース配置例については別紙1のとおり

（3）100周年記念映像制作及び放映

- ① 記念映像制作(5分程度)
 - ア 委託者からの提供及び受託者による撮影等の素材を使用し記念映像を制作
 - イ 映像のテーマは水道100周年を踏まえ、熊本市の水道の魅力を伝えるPR

動画とする

② 記念映像等の放映

- ア ①で制作した記念映像を式典及びイベント内で放映すること
- イ 委託者より提供する映像を式典及びイベント内で放映すること

③ 成果物

- ア ①で制作した動画(MP4)のデータ
- イ ①の制作に使用した加工前の画像・イラスト(JPEG、ai等)、動画(WMA等)のデータ
- ウ 成果物は②の放映以外に委託者が上下水道局ホームページ、SNS、市YouTubeチャンネル等で事業の告知に使用するため令和6年(2024年)9月30日までに納入すること。

6 提出物及び納品物について

本業務における提出物及び納品物については、別紙2【提出物・成果物】のとおりとする。

7 著作権等

- (1) 制作物の著作権は、全て委託者に帰属することとする。
- (2) 本業務のために撮影した写真及び作成した図表等は全て委託者に供与し、その利用、再編集は委託者において自由にできることとする。
- (3) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本業務に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権及び使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得て、使用料を支払うこと。また、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

8 個人情報保護

別紙3「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守し、本業務の実施により取得した個人情報については、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

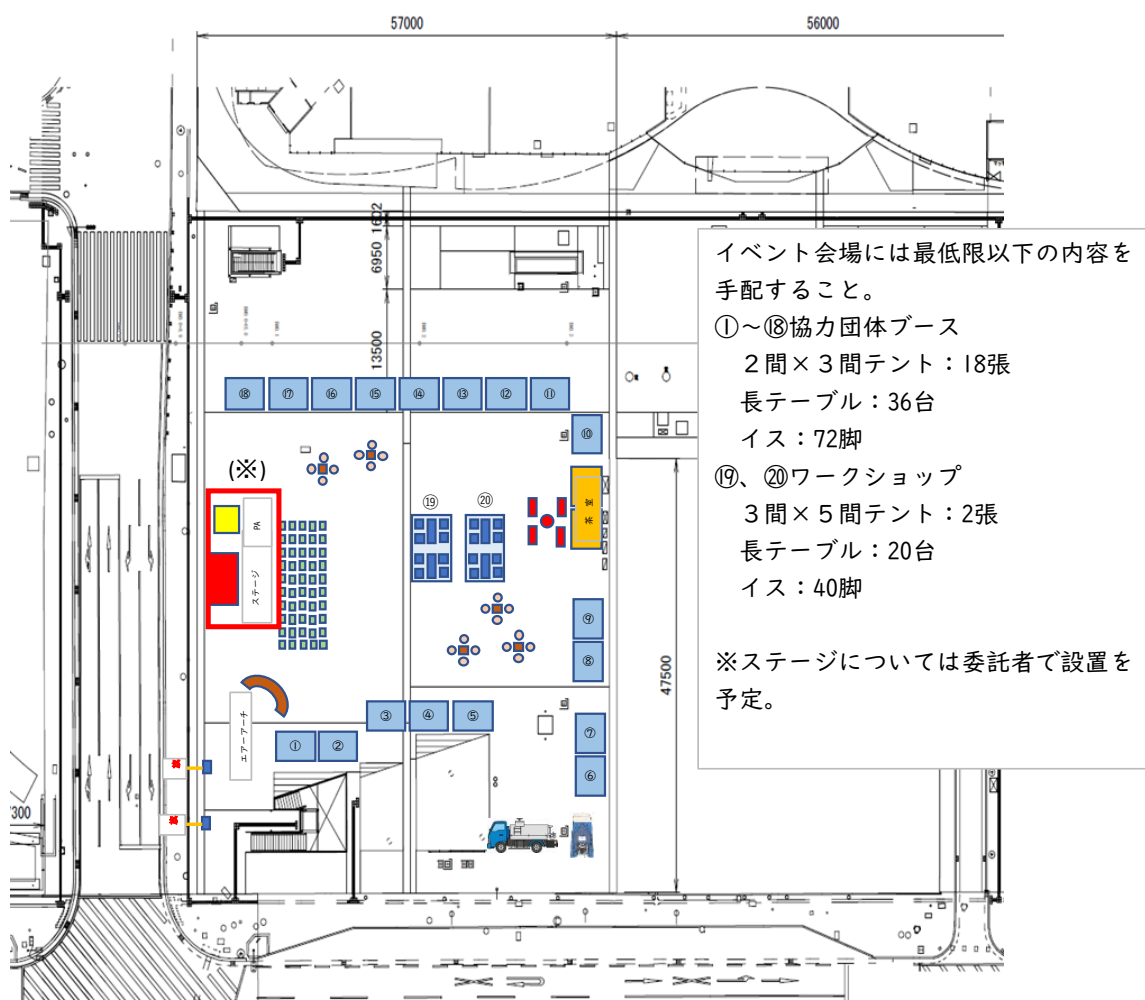
9 その他

- (1) 受託者は、本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、統括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに委託者と業務全般の協議を行うこと。
- (3) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 受託者は、委託者が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 受託者は、委託者と打合せを行った都度、その内容について受託者が任意の様式

において打合せ記録簿に記録、7日以内に委託者へ提出し相互に確認しなければならない。

- (6) 受託者は、委託者から貸与する資料を丁重に取り扱うとともに、紛失、破損等が起こらないよう注意すること。万一、資料等を紛失、破損させた場合は速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。資料等の返却に当たっては、必ず委託者の確認を受けること。また、受託者は、本業務に当たり資料を複製する場合は、事前に委託者に届け出て了承を得ること。
- (7) 受託者は、業務履行に当たり、関係諸法令、条例、規則、委託者の諸規定等を遵守すること。
- (8) 受託者は、委託者への報告を必要とする事項及びその他委託者が定める事項について、書面により提出すること。
- (9) 本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費などの必要な費用については、受託者の負担とする。
- (10) 本業務により得られた成果、資料、情報等については委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、遺漏してはならない。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。

併設イベントレイアウト(例)



別紙 2

提出物・成果物	提出時期(到来後速やかに提出すること)	提出形式
着手届	契約後	Word及びPDF
工程表	契約後	Word又はExcel及びPDF
現場責任者届	契約後	Word及びPDF
打ち合わせ記録簿	打ち合わせ後7日以内	Word及びPDF
100周年記念映像の動画データ	R6.9.30まで	MP4
100周年記念映像に使用した画像、イラスト、映像	R6.9.30まで	JPEG、ai、MP4
事業実績報告書	業務完了後	Word及びPDF
完了届	業務完了後	Word及びPDF

個人情報の取扱いに関する特記事項

(定義)

第1条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の個人情報をいう。
- (2) 個人情報管理責任者 受託者において、本業務委託に係る個人情報の管理に関する責任を担い、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務取扱担当者を監督する者をいう。
- (3) 事務取扱担当者 受託者において、本委託業務に係る個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (4) 管理区域 個人情報ファイルを取り扱うネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋や電磁的記録媒体の保管庫をいう。
- (5) 取扱区域 個人情報を取り扱う場所をいう。

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第2条 受託者は、法及び個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、受託者は、個人情報の保護に関する関係法令及び熊本市（以下「委託者」という。）の例規に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報の安全管理について、次に掲げる事項を確保するものとする。

- (1) 個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者の責任と役割分担を明確にした実施体制を構築すること。
- (2) 通常時及び緊急時における委託者との連絡手段及び連絡先等を明確にし、適切な連絡体制を構築すること。
- 2 受託者は、委託者からの求めがあった場合は、前項第1号に規定する実施体制に係る実施体制図の内容及び同項第2号に規定する連絡体制の内容について、書面により委託者に提出しなければならない。

(個人情報管理責任者等の届出)

第4条 受託者は、あらかじめ個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、事務取扱担当者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 事務取扱担当者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
- 6 受託者は、個人情報管理責任者及び事務取扱担当者には、個人情報の保護に必要とされる知識、技術その他の能力を持つ者を配置しなければならない。

(管理区域及び取扱区域の特定)

第5条 受託者は、委託者と協議の上、管理区域及び取扱区域を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、管理区域又は取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第6条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、事務取扱担当者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を受けていない個人情報管理責任者及び各事務取扱担当者を本委託業務に従事させてはならない。

(守秘義務)

第7条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受託者は、本委託業務に関わる個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、本委託業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託をする必要がある場合は、再委託を受ける事業者（当該個人情報の取扱いの再委託をされた者が更に第三者に委託又は委任をする場合は、その末端までの委託又は委任の相手先を含む。以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 委託者は、再委託先における個人情報の取扱いが適当でないと認めるときは、受託者に対し、当該再委託先等の指導その他の是正措置を求めることができる。この場合において、受託者は、速やかにこれに応じるとともに、実施した是正措置の内容及び結果を書面により委託者に報告するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に関する措置請求)

第10条 委託者は、受託者の事務取扱担当者（第8条第2項の規定により再委託がされた場合は、再委託先における個人情報管理責任者及び事務取扱担当者に相当する者を含む。以下同じ。）が本委託業務の履行等につき著しく不適当と認められる場合は、

その事由を明示して、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な調査を行った上で同項の措置を行わなければならない。この場合において、受託者は、行った措置の内容及び結果について、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

(個人情報の管理)

第11条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する事務取扱担当者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、取扱状況の把握、安全管理措置及び個人情報に係る漏えい、滅失、毀損その他の法違反の事案（以下「漏えい等」という。）に対応する体制を整備し、必要に応じてこれを見直すこと。
- (3) 事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

- 2 受託者は、委託業務の遂行上、個人情報の加工、複写又は複製をする必要があるときは、あらかじめ委託者から書面による許諾を得なければならない。この場合において、受託者は、その目的及び加工の内容、複写する部数、複製するデータ件数等を書面により委託者に提出しなければならない。

(受渡し)

第13条 受託者は、委託者及び受託者間の電磁的記録媒体や文書等による個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した事務取扱担当者、手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。ただし、委託者が所管する個人情報を取り扱う情報システム又は機器等での個人情報の受渡しに関しては、当該情報システム又は機器等内でのみ個人情報を取り扱う場合に限り、個人情報の預かり証の提出を省略することができる。

(個人情報の返還又は廃棄)

第14条 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、仕様書に定める方法及び委託者が書面により通知した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当

者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第15条 受託者は、委託者と協議の上、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第16条 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者に対して、履行期間中に少なくとも1回以上、監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、受託者による再委託先への監査又は調査の実施を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力するものとする。また、受託者による再委託先への監査又は調査の実施にあたっては、委託者及び委託者が認めた者が立ち会うものとする。

3 委託者は、前2項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第17条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

4 前項の場合において、受託者は、委託者に対して異議を述べ、又はこれにより生じた損害を請求することができないものとする。

5 受託者は、委託者が個人情報保護委員会又は主務大臣に漏えい等又はそのおそれがあることを報告するに当たってその要請を受けたときは、委託者と共同して報告をするとともに、再委託先があるときは、当該再委託先に委託者と共同して報告をさせるものとする。

6 漏えい等に関し、第三者（委託者の職員を含む。以下この条において同じ。）から、訴訟上又は訴訟外において、委託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合は、受託者は、当該請求の調査、解決等について、合理的な範囲で委託者に協力するものとする。

7 前項に規定する第三者から委託者に対する請求が、受託者の責任の範囲に属するときは、受託者は、委託者が当該請求を解決するのに要した一切の費用を負担する。

8 漏えい等に関し、第三者から、訴訟上又は訴訟外において、受託者に対する損害賠償等の請求がなされた場合、受託者は、当該請求を受けた日又は当該請求がなされた事実を認識した日から5日以内に、委託者に対し、当該請求がなされた事実及び当該請求の内容を書面で通知するものとする。

9 委託者が必要と判断するときは、委託者は、受託者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で、前項の請求に対して受託者が行う対応への指示又は援助を行うことができる。

(契約解除)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受託者の故意又は過失により、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償額の予定)

第20条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額(直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

(契約終了後におけるこの特記事項の効力)

第21条 第7条、第14条、第17条、第19条及び前条の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、引き続きその効力を有する。